

後期高齢者医療保険制度・被保険者証の更新

8月1日から被保険者証が資格確認書になります。

後期高齢者医療保険は、75歳以上の方と65歳以上の一定の障害がある方が加入する医療保険です。

マイナ保険証制度による被保険者証の廃止に伴い、7月末までに後期高齢者医療保険に該当する方々には新しく資格確認書が送付されます。こちらはマイナ保険証の利用登録の有無に関わらず被保険者全員が対象となり、申請や手続きは必要ありません。8月1日以降は、新しく送付された資格確認書をお使いください。

後期高齢者医療資格確認書	有効期限	令和 8年 7月31日
被保険者番号	0000001	
氏名	広域 花子	性別 女
生年月日	昭和 20年 4月 1日	日
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日	日
交付年月日	令和 7年 8月 1日	日
負担割合・発効期日	1割	令和 年 月 日
限度区分・発効期日	区I	令和 年 月 日
長期入院該当日	令和 年 月 日	日
特定疾病区分・発効期日	区分A	令和 年 月 日
保険者番号	39050000	
保険者名	秋田県後期高齢者医療広域連合	

今までの被保険者証(赤色)

有効期限：7月31日まで



新しく送付する資格確認書(黄色)

有効期限：8月1日～

令和8年7月31日まで

◎後期高齢者医療の保険料額決定通知書が7月中に届きます

令和7年度の保険料額をお知らせする通知書をお届けします。保険料のお支払いは、
・特別徴収(年金からの納付)・普通徴収(口座振替または納付書での納付)となります。
特別徴収の対象とならない方の保険料は、口座振替または納付書で納めていただくこと
になっていますが、納め忘れが無く、納付の手間も省けるため、便利で安心な口座振替
がおすすめです。

※8月1日以降、それまでお使いいただいていた被保険者証や資格確認書は、確実に処分
していただくか町民課までお持ちいただきますようお願いいたします。

福祉医療制度・福祉医療費受給者証について

○福祉医療費を受給されている方へ

現在使用されている受給者証の期限は7月31日までとなっています。また、県の補助
対象が拡大したことに伴い、高校生の方も1年毎の更新となります。対象者には更新後
の受給者証を7月中に郵送いたしますので、8月以降に医療機関等を受診される際には
必ず新しい受給者証を提示してください。

※有効期限の終わりに記載が無い方は引き続きお使いいただき、記載はあるが7月31日
ではない方は、記載されている有効期限での更新となります。ご自身の受給者証を今
一度ご確認ください。

■お問い合わせ先 町民課町民生活班 (TEL29-3928)